

計画の認定 (法第53条第1項)

建物種別	計算方法等		床面積	手数料額(円)		1項
				適合証(※1)添付		区分
				有	無	
一戸建ての住宅(※2)	住宅部分	誘導標準計算基準	200㎡未満	5,000	34,000	ア(ア)a
			200㎡以上	5,000	38,000	ア(ア)b
		誘導仕様基準	200㎡未満	5,000	18,000	ア(イ)a
			200㎡以上	5,000	19,000	ア(イ)b
		誘導仕様・計算併用法基準	200㎡未満	5,000	26,000	ア(ウ)a
			200㎡以上	5,000	28,000	ア(ウ)b
非住宅建築物(※3)	非住宅部分	誘導標準入力法等基準	300㎡未満	10,000	225,000	イ(ア)a
			300㎡以上	16,000	277,000	イ(ア)b
		誘導モデル建物法基準	300㎡未満	10,000	86,000	イ(イ)a
			300㎡以上	16,000	108,000	イ(イ)b
共同住宅等(※4)	住宅部分	誘導標準計算基準	300㎡未満	10,000	67,000	イ(ウ)a
			300㎡以上	20,000	114,000	イ(ウ)b
		誘導仕様基準	300㎡未満	10,000	32,000	イ(エ)a
			300㎡以上	20,000	57,000	イ(エ)b
		誘導仕様・計算併用法基準	300㎡未満	10,000	50,000	イ(オ)a
			300㎡以上	20,000	85,000	イ(オ)b
複合建築物(※5)			非住宅部分と住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等に応じた手数料(イ(ア)a～イ(オ)bの区分によるもの)を合算した額			イ

計画変更の認定 (法第55条第1項)

建物種別	計算方法等		床面積(※6)	手数料額(円)		2項
				適合証(※1)添付		区分
				有	無	
一戸建ての住宅(※2)	住宅部分	誘導標準計算基準	200㎡未満	3,000	17,000	ア(ア)a
			200㎡以上	3,000	19,000	ア(ア)b
		誘導仕様基準	200㎡未満	3,000	9,000	ア(イ)a
			200㎡以上	3,000	10,000	ア(イ)b
		誘導仕様・計算併用法基準	200㎡未満	3,000	13,000	ア(ウ)a
			200㎡以上	3,000	14,000	ア(ウ)b
非住宅建築物(※3)	非住宅部分	誘導標準入力法等基準	300㎡未満	10,000	225,000	イ(ア)a
			300㎡以上	16,000	277,000	イ(ア)b
		誘導モデル建物法基準	300㎡未満	10,000	86,000	イ(イ)a
			300㎡以上	16,000	108,000	イ(イ)b
共同住宅等(※4)	住宅部分	誘導標準計算基準	300㎡未満	10,000	67,000	イ(ウ)a
			300㎡以上	20,000	114,000	イ(ウ)b
		誘導仕様基準	300㎡未満	10,000	32,000	イ(エ)a
			300㎡以上	20,000	57,000	イ(エ)b
		誘導仕様・計算併用法基準	300㎡未満	10,000	50,000	イ(オ)a
			300㎡以上	20,000	85,000	イ(オ)b
複合建築物(※5)			非住宅部分と住宅部分のそれぞれの床面積及び計算方法等に応じた手数料(イ(ア)a～イ(オ)bの区分によるもの)を合算した額			イ

※1 登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号の認定基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。

※2 人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

※3 非住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。)をいう。

※4 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分を有しないものをいう。

※5 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。

※6 一戸建ての住宅の場合:床面積の合計

非住宅建築物、共同住宅等及び複合建築物の場合:計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の1/2の面積と計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計